

	学校事故事件の事後対応の主な問題点と課題 ～外部調査・検証委員会が立ち上がった事例から～	いじめ及び学校事故事件への対応 提言と要望
1.事前	<p>事案発生前に、事後調査に影響を与えたもの。再発防止策で留意すべき点</p> <p>(1) 防止対策は形骸化する ・定期アンケート ・生活ノート ・面談 ・会議 ・情報共有 ・チェックなど</p> <p>(2) 記録の不備 ・児童生徒・保護者との面談内容が記録されていない ・生徒指導の内容が記録されていない ・記録を個人が保有していて共有されない ・生徒指導の記録が廃棄されている(文書保管 1 年未満が多い) ⇒ 事案発生後、過去の相談・対応について、学校関係者と被災者との間に食い違いが発生しやすい ⇒ 記録がないと、情報共有がおざなりにされやすい</p> <p>(3) 情報が共有されない ・教職員間、学校管理職、教育委員会、文科省に情報が伝えられない ・当事者(保護者・児童生徒)に情報が伝えられない ・事故報告書 ・統計調査報告などで、報告されない。事実が正しく報告されない。必要なことが書かれていない</p>	<p>★ 学校や行政だけのチェックでは限界。 当事者が自分の情報にアクセスし、正しく報告されているかをチェックできる仕組みを積極的に推進する。</p> <p>(1) 防止策 ①目的を明確にする ②活用方法を明確にし、目的に沿った運用をする (クラス・家庭・学年・学校・教委・文科省) ・形式や回数より、1回1回の機会を大切に丁寧に行う</p> <p>(2) 記録 ①ルールの明確化 ・いつ、誰が、どのようなときに、どのような形式で作成するか ・記録を誰が、どのように管理し、どう活用するか ・記録をいつまで、どこに保管するか ⇒ 在学中はもちろん、卒業後 1 年程度は保管</p> <p>②当事者(保護者)との文書による情報共有</p> <p>(3) 事故報告書に当事者の記入欄を設ける</p> <p>(4) 学校が教委に報告する統計数字の公表</p>

		<p>(5) 重大事態が統計的にどのように報告されたかを学校が当事者に報告することを義務付ける</p>
<p>2.事後</p>	<p>被災者・遺族・生徒・教師への対応、調査のやり方、情報共有のあり方</p> <p>(1) 被災者・遺族を傷つける対応 ⇒ 新たな加害行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者の言動 ・十分な調査以前の予断に満ちた結論 ・組織防衛のための嘘や情報隠し <p>(2) 情報の共有不足・説明不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師、児童生徒、保護者に説明されない。大きく報道されて初めて説明 ⇒ 説明されないことで、かえって真偽のわからない噂が広がる <p>(3) 学校・教委の調査の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の遅延 ・不十分な調査 (短期間・狭い対象範囲・限られた対象時期・背景に踏み込まない・ノウハウがない、学校の責任回避目的) ・調査方法について、被災者に説明しない、意見を聞かない ・調査経緯についての記録をとらない、メモや記録を廃棄する ・調査内容や結果について、プライバシーを理由に、情報開示しない <p>★調査に際し、学校が保護者の許諾をとることで、関係の深い児童生徒の話が聞けない。本人の言い分が反映されない。当事者に自覚が生まれない。指導できない。</p> <p>*1 参照</p>	<p>(1) 被災者の権利の明確化 (犯罪被害者の権利に準ずる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知る権利 ・関与する権利 ・自分や家族の尊厳が守られる権利 <p>(2) 学校・教委の義務の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の権利の告知 ・学校側の説明責任の明確化 <p>(3) 調査内容について当事者に、十分な説明を行い、意見を反映させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査目的、方法を明確にし、当事者に文書で交付 <p>(4) 「調査」を学校生活で問題が発生したときの生徒指導の一環として位置づける (強い動揺がある、障がいがあるなど、特殊な事情以外、原則として調査に協力するものとする)</p> <p>*2 参照</p> <p>(5) 調査の透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査内容、判断の経緯、責任者がわかるようにする

<p>◎面談(聞き取り)調査の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関与の深い児童生徒を優先 <ul style="list-style-type: none"> → 関与の深い子どもほど話しづらい。関与の浅い子どものほうが話しやすい。 ・アンケートより、関与の深い児童生徒の聞き取りを優先 <ul style="list-style-type: none"> → 一旦、否定してしまうと、認めづらい。告発することを裏切りと感じる ・いつ、どこで、だれが、どのように聞くかによって、得られる情報が変わる ・教師は面接の訓練を受けていない ・内容が被災者に知らされない。 ・学校・教委が開示する情報を取捨選択 <p>◎アンケート調査の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査をしたというアリバイ作りのためのアンケート <ul style="list-style-type: none"> (何を聞きたいかが明確ではない、関係のないことを聞く、児童生徒が事実を書くのをためらわせるような形式・教師の言動) ・アンケート情報の非開示、学校にとって都合のよい内容しか発表いしない、解釈を歪めて発表する <p>(4) 学校事故報告書の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書が作成・提出されない。大きく報道された事件事故でさえ、提出の有無がチェックされない ・必要な情報が書かれていない。間違った情報がチェックされない ・後日、新たな事実が判明したり、裁判の結果が出ても、反映さない ・当事者が書かれている内容に異議申し立てをしても、反映されない ・提出された事故報告書が、再発防止に生かされない 	<ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者を調査からはずすことを明確化 ・録音、メモの保存 ・第三者もしくは当事者代理人の参加もしくはチェック体制 <p>(6) アンケート調査の重要性の再認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事案発生直後(原則 3 日以内)に実施 ・無記名もしくは記名選択式にする ・アンケートを元に事実確認を含めて面談調査を行う ・被災者・遺族に開示することを前提に行う ・原本と一覧との照合を第三者もしくは当事者代理人が行う <p>★ほとんどの事案で、それまで学校から得られなかった情報が、アンケートによってもたらされている。アンケート内容がきっかけで、学校が責任を認めることが多い。</p> <p>(7) 事故報告書を提出前に、当事者に提示し、意見を反映させる。</p> <p>(8) 事故報告書の内容を分析し、再発防止に生かす仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故報告書の提出に統一ルールを決める ・不十分な調査報告には再提出の仕組み ・保存のルールづくり
--	---

	<p>(5) 関係者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者への指導がない、指導が不明 ・児童生徒、教職員への配慮やケアがない ・児童生徒、教職員、保護者への説明不足。情報共有不足 ・誹謗中傷、不確かな情報の垂れ流し ・学校関係者に、再発防止の当事者意識に欠ける 	<p>(10年20年など長期保管・情報更新を可能にする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、教育委員会、文科省で、再発防止に生かす仕組みづくり <p>*「大津報告書」より</p> <p>「文科省の手引きにも、教育委員会あるいは学校が主体になる調査を求めているが、事件当事者たる学校あるいは教育委員会に調査のイニシアティブを取らせることに問題があることは意識されるべきである。」</p> <p>「いじめの加害者が被害者に与えた被害の実態を伝え、自分の行為の意味を考えさせ、真の謝罪を引き出すようにしなければならない。それは正に学校の職責であり、先ずはこうした手続きが優先されるべきである。」</p> <p>「アンケート等学校が入手した情報は可能な限り公開すべき。また、学校、教委が整理した事実についても、可能な限り開示していくべき。」</p>
<p>3.外部 調査委員会</p>	<p>必ずしも機能していない外部調査委員会、不透明な中立・公平性</p> <p>(1) 設置の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置の遅延 →調査に支障(記憶の薄れ・証拠の紛失や廃棄・事実解明への意欲が薄れる) 関わった児童生徒の歪められた認識や情報を正すことができない 関わった児童生徒への指導の機会を逸する 	<p>★外部調査委員会の設置自体、多くは学校・教委の調査への不信感からスタートしている。被災者側の納得感を大事にする</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置目的に、被災者の権利擁護を入れる (2) 私学(保育施設・大学を含む)での設置の義務化 (3) 検討事項に、「学校・教委の事後対応の問題点」

<ul style="list-style-type: none"> ・当事者が設置を希望しても第三者調査委員会が設置されない (とくに私学) ・学校や行政関係者以外の調査委員会に対して、学校・教委が非協力 ・当事者に設置を説明しない、要望を聞かない ・設置目的があいまい、設置目的に当事者の要望をいれない <p>(2) メンバー選出の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ★メンバーの公平・中立性、専門性、意欲が報告書の質を左右する ・メンバー選出について、情報開示されない。選定理由が不明 ・当事者がメンバー選出について意見を言えない、要望をいれない ・メンバーがどういう人物かわからない。学校や行政との利害関係。実績、考え方など <p>(3) 事務局の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局に、調査方針、方法、情報等が左右されやすい <p>(4) 調査の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不十分な調査 (時間・対象・情報・専門性) ・結論ありき、予断をもった調査 ・調査の進捗状況が当事者に知らされない ・調査に当事者の意見が反映されない <p>(5) 報告書の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査や結論過程や根拠が不透明 ・報告書が一般に開示されない <ul style="list-style-type: none"> ⇒情報が共有されない。内容がチェックされない。教訓が生かされない ・報告書が当事者に情報開示されない。黒塗りが多い 	<p style="text-align: center;">を入れることを原則とする</p> <p>(4) メンバー選出に当事者の意見を入れる</p> <p>(団体推薦であっても、行政側の影響力を完全に排除することは不可能。むしろ行法側にこそ有利。透明性を確保するためにも、要望があれば原則として半数を受け入れる)</p> <p>(5) 事実調査に重点を置く</p> <p>(6) 事実調査の手順書をつくる</p> <p>(7) 報告書は公開を原則とする</p> <p>(8) 公開に当たっては、当事者の個人情報の配慮する</p> <p>(9) 報告書の評価基準をつくる</p> <p>(10) 不服申し立てによる再調査に備えた資料等の保管</p> <p>(11) 報告書を学校レベル、地域レベル、国家レベルで、再発防止に生かす仕組みづくり</p> <p>★外部調査委員会は、メディアや被災者が接することができない多くの資料・情報に接することが可能なため、報告書によっては、事件事後後の学校・教委の対応について、詳細な事実(実態)と、分析・評価がなされている。</p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書に事実と異なることがあっても、当事者が不服申し立てできない、反映されない ・再発防止の提言が一般論的で、個別事案に沿った内容になっていない ・報告書が、再発防止に生かされない ・教訓が狭い範囲でしか情報共有されない。地域や国の政策に反映されない ・報告書や資料の保管の問題 → 誰が、いつまで、どのように保管するか。誰に、どのように、情報開示するか 	
4.再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止に、どう生かすか？ 形骸化をどう防ぐか？ ・予算・人的資源の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 情報共有と学校外の視点を積極的に取り入れる ★ 子どもの安全安心優先社会の実現(予算含む)

【参考】

*1 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」改訂版 (平成 25 年いじめ防止対策推進法を受けて、平成 26 年 7 月改定)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351858.htm

- ・教委指導のもと、学校主体の調査 (決定権は学校・教委)
- ・児童生徒へのアンケート調査と聞き取り調査に、保護者の同意書
- ・アンケート調査は、「記名式とすることが望ましい」「記述等が聞き取り調査で確認できなくなる」

*2 昭和 23 年 12 月 22 日 「児童懲戒権の限界について」

(昭 23. 12. 22 調査 2 発 18 国家地方警察本部長官・厚生省社会局・文部省学校教育局あて法務庁法務調査意見長官回答)

問 6 「問 5 のような事故があった場合(ある学童が学校の施設もしくは備品、または学友の所有にかかる物品を盗み、またはこわした場合)に、誰がしたのかをしらべ出すために容疑者および関係者たる学童を教職員が訊問することは許されるか。

また、そのために、放課後、これらの者を学校に留め置くことは許されるか。」

回答 「学校内の秩序を破壊する行為があつた場合に、これをそのまま見のがすことなく、行為者を探し出してこれに適度の制裁を課することにより、**本人ならびに他の学童を戒めてその道徳心の向上を期することは、それ自体、教育活動の一部**であり、従つて、合理的な範囲内においては、当然、教師がこれを行う権限を有している。従つて、教師は所問のような訊問を行つてもさしつかえない。」